

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)7月23日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】区営住宅賃貸建物の賃料不払いについて,賃貸人は保証人の支払債務の顕著な拡大を防ぐため,解除権等の権利を的確に行使すべき信義則上の義務を負うとして,不払い賃料請求額635万円のうち,連帯保証人に158万円余の範囲の支払を命じた事例(平成25年4月24日東京高裁平成24年(ネ)第5608号)

【2】Y県立高校の生徒X1,その両親X2,X3は,X1がテニス練習中に熱中症を発症し重度の後遺障害が残ったとして,Yに損害賠償を請求。請求棄却の原審に対し,顧問教師の義務違反を認め,X1の損害として2億2895万円余,及びX2X3への固有の慰謝料の支払を認めた(平成27年1月22日大阪高裁平成26年(ネ)第668号)

【3】生命保険免責特約中の責任開始期日から「90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し医師により診断確定された」との文言の「90日以内」とは,「乳房の悪性新生物に罹患し」との文言に係り「医師により診断確定された」には係らないとされ保険金請求が棄却された事例(平成25年6月20日東京地裁平成24年(ワ)第11770号)

【4】妻と別居中のYは独身を装いXと結婚を前提に交際。その後妻とよりを戻したが,Xとも関係を続けた。事実を知ったXがYに損害賠償を請求。妻との性交渉復活以降はXの人格権をYが不法に侵害したとして,Xに請求の一部である慰謝料100万円を認容(平成27年1月7日東京地裁平成25年(ワ)第16042号)

【5】ホテル事業を目的とした,賃料を段階的に増額する内容の建物賃貸借契約に関する賃料減額確認請求事件について,賃料額決定の要素となった事情を総合的に考慮して,借地借家法32条1項に照らして賃料増額条項が直ちに無効とされるべきではないと判断された事例(平成27年1月26日東京地裁平成22年(ワ)第30427号・第3049号)

【6】Yは親から木造建物(建築後79年)の賃借人の地位を承継したが,この所有権を取得した不動産業者Xが取得後2ヶ月余でYに解約を申し入れた事案。本判決はXの所有権取得はYの退去を念頭に置いていた等,立退請求の正当な理由がないとしてXの請求を棄却(平成27年2月5日東京地裁平成25年(ワ)第33369号)

【7】未成年者の父と母は,未成年者の親権者を母と定めて離婚。その後母が父に対し面会交流の頻度や内容等を定めることを求め,審判手続に移行。審判では,未成年者・父母の環境条件,面会の方法等詳細な実施要領を策定し,その遵守を前提に父に面会交流を命じた(平成26年2月4日京都家裁平成25年(家)第3379号)

(商事法)

【8】薬局経営の株式会社X1の株主X2らは株式会社Yにその保有株式を譲渡する一方YによるX1の株式公開への支援を含む株主間契約を締結。その後Yの契約条項不履行を理由に契約解除,株券引渡等を求めた事案。本判決は契約条項の法的拘束力を否定し同請求を棄却(平成25年2月15日東京地裁平成21年(ワ)第18771号)

(知的財産)

【9】商標法50条1項に基づく不使用商標登録取消審判請求が不成立となり,その参加人が提起した審決取消請求訴訟。中間流通業者が商品流過程で当該登録商標を使用している場合でも商標権者が登録商標を使用しているというべきと判示して不成立の審決が維持された(平成25年3月25日知財高裁平成24年(行ケ)第10310号)

【10】SNS上で提供・配信している控訴人のゲームが,被控訴人によって複製又は翻案され自動公衆送信されて控訴人の著作権を侵害しているとして控訴人が損害賠償を請求。控訴人の請求を棄却した原判決に対し本判決では著作権侵害による損害を認定し請求の一部を認容(平成27年6月24日知財高裁平成26年(ネ)第10004号)

【11】A,B共同発明であるにもかかわらずAの単独名義で特許出願されたものであるから本件特許は無効とした審決の取消を請求した事案。Bの着想,具体化した技術的貢献からBが本件発明の共同発明者であることを否定する理由はないとしてAの請求を棄却した(平成27年6月24日知財高裁平成26年(行ケ)第10206号)

【12】本件発明は本件先願当初明細書等に記載された甲5発明と実質的に同一であるとはいえず本件特許は特許

法29条の2の規定に違反していないとして、特許無効の審決の取消を請求した事案。審決の一部解釈に誤りがあったとして原告の請求が認容された事例(平成27年6月30日知財高裁平成26年(行ケ)第10241号)

(民事手続)

【13】被担保債権の一部を請求債権として担保不動産競売を申立てた根抵当権者Xが、競売の剰余金交付請求権約5588万円につき物上代位に基づく差押命令を申立てたが、売却により抵当権は消滅するとして却下され、これに対する執行抗告も棄却された(平成26年7月11日大阪高裁平成26年(ラ)第626号)

【14】金融機関の本店及び全支店のうち、本店に差押命令が送達された時から1時間後において最も預金合計残高が多い店舗が有する預金債権について、先行差押等の順位を付して差押債権額に満つるまで等とした差押・転付命令の申立が、特定を欠き不適法とされた事例(平成26年7月24日東京高裁平成26年(ラ)第1396号)

(刑事法)

【15】被告人は一時停止義務違反で罰金の略式命令を課され確定。検事総長が非常上告した。通告及び納付期間の経過を欠いた略式命令であるとして、公訴棄却の判決をすべきだったとして、同命令を破棄、公訴を棄却した(平成27年6月8日最高裁平成27年(さ)第2号)

【16】被告人は法定の車両通行帯以外の車両通行帯を通行したとして、罰金6000円に処する旨の略式命令が課され確定したが、検事総長が非常上告。車両通行帯とすることの決定がないから罪となるべき事実は不存在として、原略式命令を破棄し被告人を無罪とした(平成27年6月8日最高裁平成27年(さ)第1号)

(公法)

【17】議員立法により成立した国家公務員の給与についての給与改定・特例法について、憲法28条及びILO第87号条約等に違反し無効、また内閣総理大臣が人事院勧告に基づかない特例法の成立を看過した行為等が国賠法上違法等とした原告の主張がいずれも棄却された事例(平成26年10月30日東京地裁平成24年(行ウ)第347号・第501号・第502号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成25年4月24日 判例タイムズ1412号142頁

平成24年(ネ)第5608号 建物明渡請求控訴事件(控訴棄却,確定)

X(東京都大田区)が,Y1に賃貸していた区営住宅について,平成18年3月以降の使用料等の滞納を理由に賃貸借契約を解除し,Y1に対しては賃貸借契約に基づき,Y2に対しては連帯保証契約に基づき,連帯して,解除前の滞納使用料等および解除後本件住宅の明渡し完了時までの使用料相当損害金の支払いを求めた事案において,本判決は,賃借人が賃料不払を続けながら区営住宅賃貸建物を明け渡さない事態が生じた場合には,賃貸人は,保証人の支払債務が保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大することを防止するため,保証人との関係で,賃貸人としての解除権等の権利を状況に応じた的確に行使すべき信義則上の義務を負うところ,本件では,本件訴訟提起に至る経過等を考慮して,平成21年4月1日の時点で訴訟の提起に著しい遅滞があったとして,同日以降の延滞使用料等の請求が権利濫用になると判断し,Y2に対して,請求額635万円のうち同21年3月末日までの延滞使用料等158万円余の範囲でのみ支払いを命じた。

(2) 大阪高判平成27年1月22日 判例時報2254号27頁

平成26年(ネ)第668号 国家賠償請求控訴事件 変更(上告・上告受理申立て)

X1はY県立高校2年に在籍しテニス部に所属していたところテニス部の練習中に突然倒れて心停止に至り低酸素脳症を発症して重度の後遺障害が残った。そこで,X1とその両親X2,X3はテニスの顧問教諭らに義務違反があるとしてYに対し国家賠償法1条1項に基づき約4億円の損害賠償を請求した。一審はX1の心停止の原因が熱中症と認めるだけの根拠はない,仮に原因としてもX1は自主的に休憩をとることは可能であったなどとして顧問教諭の過失を否定し請求を棄却したため,Xらは控訴した。本判決は,事故当時のコート気温,湿度や定期試験最終日でX1の睡眠が十分でなかったこと等から,X1は熱中症に罹患しこれにより重度の心筋障害が生じたものと認めるのが相当とした上で,顧問教諭はX1に通常よりも厳しい練習メニューを指示した上,水分補給に関する特段の指導をしないなど健康に配慮し熱中症を防止する義務に違反したとして損害賠償責任を肯定し,X1については治療費561万円余(将来分も含む),付添看護費1億819万円余(将来分も含む),逸失利益5917万円余,慰謝料3188万円,弁護士費用2000万円等合計2億2895万円余を,X2,X3についても固有の慰謝料各400万円,弁護士費用各40万円を認め,その限度で請求を認容した。

(3) 東京地判平成25年6月20日 判例タイムズ1412号255頁

平成24年(ワ)第11770号 保険金支払等請求事件(請求棄却,確定)

自らを被保険者として生命保険契約を締結したXが,保険会社Yに対し,同契約の特定疾病保障定期保険特約等に基づき保険金等の支払いを求めた事案において,「この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し,医師により診断確定された」とときには保険金の支払い等がされない旨を定める条項の解釈について,「90日以内」という文言は,「乳房の悪性新生物に罹患し」との文言のみに係り,「医師により診断確定された」との文言には係らないとされ,本件においては,責任開始日から90日を経過した後原告が医師によって左乳房が乳がん罹患しているとの診断確定をされたが,原告は90日以内に保険悪性新生物に罹患していたと認められ,その摘出手術時に存在が認められた多発浸潤がんについても,先のがんと同一の病変であるとされたため,当該特約の適用によって保険金等の請求が認められなかった。

(4) 東京地判平成27年1月7日 判例時報2256号41頁

平成25年(ワ)第16042号 損害賠償請求事件(一部認容(確定))

妻との間の夫婦関係調整調停が不調となり別居を継続していたものの戸籍上は妻がいる状態のYが,職場の同僚であるXに対し,そのことを告げることなく,離婚して独身となったかのように振る舞って,結婚を前提とした交際を開始したが,その後,Yは妻との婚姻関係を修復し始め,妻と性交渉を持ち,妻を妊娠させた。しかし,Yは,XがYとの結婚を希望して交際していることを知りながら,Xに対し妻の存在や妊娠の事実を告げることなく,Xとの性的関係を維持し,XがYの妻のメールを発見した際も,妹からのメールである旨強弁するなどして,妻の存在を隠し続けた。Xは,Yの態度に不信感を抱き,Yが既婚者であることが判明した後,Yとの連絡を絶ち,Xに対し,人格権を侵害する不法行為又は婚約不履行の債務不履行として損害賠償(慰謝料)を請求した。裁判所は,当初YがXに交際を申し込んだ時点では,Yは,妻とは1年以上も別居し,相互に連絡がない状態であったから,Yに真剣な交際をする意思がなかったということではできないが,Yにおいて,XがYとの結婚を望んでいることを知っていたにもかかわらず,妻との婚姻関係を修復し始める一方で,既婚者であることを隠し,虚偽の事実を述べ,結婚を望むXに対しても結婚について曖昧な態度

をとり続けるなどして、性的関係を維持したという一連の言動は、遅くとも妻との性交渉を持った以降は、Xの人格権侵害の不法行為となると判示し、慰謝料500万円の請求のうち100万円を認容した。

(5)東京地判平成27年1月26日 判例時報2256号60頁

平成22年(ワ)第30427号・第3049号 建物賃料減額確認請求本訴・賃料請求反訴事件(棄却(控訴))

ホテル事業を目的として賃借人Xと賃貸人Yの間で、平成13年9月、賃料を段階的に増額する内容(最初の増額は平成21年4月分以降)の建物賃貸借契約が締結された。その後、Xは、Yに対し、平成21年2月、また、本件訴訟提起後の平成24年5月、賃料減額請求をした。Xは、Yに対し、各減額請求に係る賃料額の確認を請求し、Yは、反訴として、約定賃料との差額の支払及び訴訟継続中に段階的に増額したはずの約定賃料の確認を請求した。裁判所は、賃料減額請求の当否、相当な賃料額は、借地借家法32条1項本文所定の事情のほか、賃貸借契約の当事者が賃料額決定の要素とした事情など当事者間の具体的な諸事情を総合的に考慮し、従来の賃料を維持することが衡平か否かという見地から判断すべきであるとした上、本件で賃借人が賃料を段階的に自動的に増額する旨の合意をしたことが借地借家法32条1項に照らし直ちに無効とされるものではない等とし、本件では約定賃料を合意した平成13年時点から二度の賃料減額請求の時点までの間に約定賃料を維持することが衡平に反するとはいえず、賃料額が不相当になったとはいえないとして、二度の賃料減額請求の効力を否定し、本訴請求を棄却し、約定賃料の支払請求を認容し、反訴請求の確認の利益を否定し、その訴えを却下した。

(6)東京地判平成27年2月5日 判例時報2254号60頁

平成25年(ワ)第33369号 建物明渡請求事件(棄却)

Aは昭和49年、昭和10年建築の木造建物を賃借し、合意更新、法定更新をされていたところ、Aの子Yが昭和61年ころから本件建物に居住していた。平成5年にAが死亡したことによりYが賃借人の地位を承継したが、平成24年11月に当時の所有者Bから本件建物の所有権を取得した不動産業者Xは、平成25年2月、Yに対し書面で解約を申し入れ(建物の新築計画の記載はなかった)、同年、明渡し等を請求する訴訟を提起した。本判決は、本件建物が建築後79年経過しているものの地震により倒壊する現実的危険はないこと、Yは本件建物周辺で貨物の運送業を営んでおり本件建物における居住は生活の基盤になっていること、解約の書面には新築計画が記載されていないこと等のほか、Xが本件建物の所有権を取得するや2ヶ月余後に解約申し入れをしたことはYを退去させることを念頭において本件建物の所有権を取得したとみるほかに立退料(204万円)提供の申し出等を考慮しても正当事由は認められないとして請求を棄却した。

(7)京都家審平成26年2月4日 判例タイムズ1412号394頁、判例時報2255号105頁

平成25年(家)第3379号 子の監護処分(面会交流)申立事件(認容、確定)

未成年者の父と母は、未成年者の親権者を母と定めて離婚し、離婚の際に父と未成年者との面会交流に関して合意したが、後に、母が父に対し、適切な面会交流の頻度や内容等を定めることを求める調停の申立をし、当該調停が不成立となり審判手続に移行した。裁判所は、当事者双方の言い分に加え、未成年者の年齢、日常の生活状況、健康状態、従前の面会交流の状況、父と母の就労状況、生活状況等の諸要素を総合して、母に対し、面会日、面会時間、待ち合わせ場所及び方法、面会場所の制限、父の保育園行事への参加や誕生日、クリスマスなどの未成年者へのプレゼントの渡し方、面会日の変更、及び、連絡方法等につき詳細な実施要領をもとに父に未成年者と面会交流させることを命じた。

【商事法】

(8)東京地判平成25年2月15日 判例タイムズ1412号228頁

平成21年(ワ)第18771号 株券引渡等請求事件(本訴)、平成21年(ワ)第40999号 株券引渡等請求事件(反訴)(請求棄却(本訴)、認容(反訴)、控訴)

薬局の経営等を行う株式会社X1の株主X2らは、同じく薬局の経営等を行う株式会社Yとの間で、X2らの保有する株式の一部譲渡する旨を契約したが、それと共に締結されたいわゆる株主間契約には、「X2ら及びYは、協力して、X1が可及的速やかにその株式を公開できるよう支援する。」との条項が存在した。また、これに加え別途作成された「株式公開等に伴う覚書」では「Y、X1及びX2は、適切な時期でのX1の株式公開及びその継続のために、Yは、X1のYに対する新株予約権発行に伴う以下の諸項目等について、全面的な協力を確約する」「Yは、法令、取引所が要求する以下の項目について、X1の公開基準を満たすことを確約する。」との条項が盛り込まれた。その後、X2は、Yがこれらの条項に違反したとして、株主間契約を解除し株券の引渡し等を求めたが、本判決は、これらの規定は、文言が抽象的で、Yの具体的な義務内容が特定されていないことなどを指摘したうえで、株主間契約の目的は、Yが信用状態の悪化したX1を支援し、同社の株式を取得して事業上の協力関係を築く点にあり、X1の株式の上場が主たる目的であったとは認められないこと、さらに、株主間契約に法的拘束力があつたとした場合、同契約の他の規定と矛盾した事態が生じるが、

そのような場合にまでYに法的拘束力のある上場協力義務を負わせる意思を当事者が当時有していたとは認められないとし、これらの条項の法的拘束力を否定した。

【知的財産】

(9)知財高判平成25年3月25日 判例タイムズ1412号159頁

平成24年(行ケ)第10310号 審決取消請求事件(請求棄却,上告,上告受理申立)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/118/083118_hanrei.pdf

商標法50条1項に基づく不使用商標登録取消審判請求が不成立となり、その参加人が原告となって提起した審決取消請求訴訟において、訴外Bが、商標権者である被告から許諾を受けた本件商標の通常使用権者であると認められ、Bが製造販売し、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の表示されたパンティストッキングが、本件審判請求の登録前3年以内に、流通業者である訴外Cのネットショッピングのウェブサイトで取引されていた点について、商標法の趣旨からすれば、このような中間流通業者が、商品を流通させる過程で当該登録商標を使用している場合でも、商標権者等が登録商標の使用をしているというべきであるとして、不成立の審決が維持された。

(10)知財高判平成27年6月24日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10004号 損害賠償等請求控訴事件 著作権(原審・東京地裁平成23年(ワ)第29184号)(一部容認)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/179/085179_hanrei.pdf

「プロ野球ドリームナイン」(控訴人ゲーム)をソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上で提供・配信している控訴人が、「大熱狂!!プロ野球カード」(被控訴人ゲーム)を提供・配信している被控訴人に対し、被控訴人が控訴人ゲームを複製又は翻案して、被控訴人ゲームを自動公衆送信することによって、控訴人の有する著作権(複製権、翻案権、公衆送信権)を侵害していることを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求の支払を求め、原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、これを不服として、控訴人が控訴をした事案。被控訴人ゲームの中島選手及びダルビッシュ選手の各選手カードは、控訴人の選手カードの翻案権を侵害したものであり、レアパックの販売利益のうち少なくとも8%が、本件2選手カードの販売により被控訴人が受けた利益と認めるのが相当である。著作権法114条2項により控訴人が受けた損害の額と推定される額は、123万3225円(1541万5312円×0.08)であるが、そもそも被控訴人ゲームの選手カード(レアパック)は、被控訴人ゲームにおいて利用するためにのみ被控訴人ゲームの利用者が購入するものであることからすると、当該ゲームの利用者に対しては、被控訴人の著作権侵害がなかったとしても、控訴人が控訴人ゲームのレアパックを販売することができたとは認められないことになるので、少なくとも90%の限度で著作権法114条2項の推定は覆滅されるというべきであるから、本件2選手カードの著作権侵害により控訴人が被った損害は、12万3322円(123万3225円×10%)となる、として、弁護士費用と合計して32万3322円の損害が認定された。

(11)知財高判平成27年6月24日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10206号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/177/085177_hanrei.pdf

特許権者である原告が、本件発明はAとBの共同発明であるにもかかわらずAの単独名義で特許出願されたものであるから特許法38条違反により本件特許は無効であるとした審決の取消を請求した事案であって、Bが技術的意義について十分に理解していないとしてもAが単独で本件発明の「創作」をしたものとはいえないとして請求を棄却した事案。

原告は、仮に、本件設計図を見た後に、Aが放出孔や薬剤袋との位置関係が課題解決原理であると着想し、具体化したとしても、本件発明の課題解決原理を着想したのはAのみということになるから、本件発明の発明者はAであると主張する。確かに、Bが本件設計図において放出孔を外袋の上方に定めたのは、上方に設けた方が衣服に直接かかる二酸化塩素が少なくなり、衣服が漂白されるおそれが少なくなると考えたからであり、Bは、CL-40(携帯用抗菌剤)の内袋の量について特段CL-30の内袋の量から変更する必要があると考えていたものではなく、本件設計図作成の際に外袋に薬剤袋を封入した試作品を作成したことも、外袋の放出孔と薬剤袋の厚み方向の位置関係について特段検討したことがあるとも認められない。また、審判での証言内容をみても、Bが、本件設計図を送信した当時、外袋と内袋との間に隙間を設け、放出孔を同隙間部分に設けることの技術的意義について十分に理解していたとは認められない。

しかし、CL-40はCL-30の改良品という位置づけであるから、CL-40の外袋には不織布入りの薬剤袋(内袋)を封入して完成品とすることは当事者の間で当然の前提となっていたものである。そして、当時のCL-30の薬剤袋(内袋)の規定分包薬剤量は6.5gというCL-40の薬剤袋の規定分包薬剤量(7g)よりも少ないものであり、本件設計図の外袋を試作し、CL-30の薬剤袋と同様の薬剤袋を当該外袋に入れさえすれば、製品の下部においては薬剤の重みと厚みのた

め内袋と外袋は接しているが、上部においては内袋と外袋の間に隙間ができ、その部分に放出孔が位置するという発明特定事項hの構成を備えた製品となるのである。そうすると、完成したCL-40の試作品の外袋と薬剤袋との間に隙間があり、その隙間に放出孔が位置するという構成(発明特定事項h)となることに着目し、同構成により二酸化塩素の除放を可能とするという技術的意義自体に気が付き、本件発明を完成させたのがAであるとしても、それはBの創作した外袋により生じた発明特定事項hの構成についての技術的意義を発見したものであり、Aが単独で本件発明の「創作」をしたものとはいえない。そして、Bは、前記のとおり別な技術的理由に基づき、上記の外袋に構成に想到したとしても、少なくともそのような構成を具体化する上ではBの着想し、具体化した放出孔の位置が貢献したことになるから、原告の上記主張は、Bが本件発明の共同発明者であることを否定する理由とはならないというべきである。

(12)知財高判平成27年6月30日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10241号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/085189_hanrei.pdf

特許無効審判を請求した原告が、本件発明は本件先願当初明細書等に記載された甲5発明と実質的に同一であるとはいえず本件特許は特許法29条の2の規定に違反してなされたものではないとした審決の取消を求めた事案であって、本件先願当初明細書等における記載を限定して解釈した審決は誤りであるとして審決を取り消した事案。

本件先願当初明細書等中、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」、すなわち、「突条部10a」の具体的形状については、「半円形状」の「突条部10a」が描かれているのみであり、他に上記具体的形状を示す記載も図面もない。しかし、本件先願発明の課題及びその解決の点からみると、モルタル塗り外壁通気工法につき、従来技術においては、建築物の外壁内に通気層を形成するに当たり、別部材を要したことから、本件先願発明は、別部材を用いずに通気層を形成することを課題とし、この点に関し、通気層を形成するためには、「突条部10a」の頂部が建物の外壁に接することにより、「凹部分」に通気層となるべき空間が形成されれば足りるといえる。このことから、従来技術の課題を解決するためには、「通気胴縁部」が凹凸部分を備えた「凹溝条」をなしていれば足り、その「凹溝条」の「凹部分」の底が平面であるか否かなどという具体的形状は、上記課題解決の可否自体を左右する要因ではない。そして、本件先願当初明細書等において、「半円形状」の「突条部10a」については、前記のとおり図示されているのみであり、「半円形状」とする意義については記載も示唆もされていない。加えて、本件先願当初明細書においては、「以上、実施例を図面に基づいて説明したが、本発明は、図示例の限りではない。本発明の技術的思想を逸脱しない範囲において、当業者が通常に行う設計変更、応用のパリエーションの範囲を含むことを念のために言及する。」と記載されており、同記載によっても、「突条部10a」が、本件先願当初明細書等に図示されている「半円形状」のものに限られないことは、明らかといえる。以上によれば、本件先願当初明細書等においては、「突条部10a」の具体的形状は限定されておらず、図示された「半円形状」のもののみならず、その他の形状のものも記載されているに等しいというべきである。したがって、本件審決が、本件先願当初明細書等においては、「突条部10a」が半円形状のもののみ限定されており、その他の形状のものは排除されていると解したことは、誤りである。

【民事手続】

(13)大阪高決平成26年7月11日 判例時報2255号80頁

平成26年(ラ)第626号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却(特別抗告・許可抗告 抗告棄却))

根抵当権者が、根抵当権に基づき、被担保債権の一部を請求債権として、担保不動産競売開始を申し立て、競売手続(本件競売)が進んだところ、買受人が請求債権以上の競売代金を納付して不動産所有権を取得し、根抵当権者は請求債権については満足を得たが、本件競売の剰余金交付請求権約5588万円につき、なお根抵当権に基づく物上代位が認められるとして、差押命令申立をした事案において、裁判所は、抵当権の被担保債権の一部のみのためにする担保権の実行としての競売においても、売却により抵当権は消滅し、当該抵当権者は残部の被担保債権に対する優先弁済権を喪失すると解される、競売代金の配当等は抵当権の優先弁済権を実現する手続内部のみ実現されるべきものであって、抵当権者は競売代金について物上代位することはできないものと解される、剰余金請求権が発生する以前に抵当権が消滅しているから物上代位の基礎は失われている、と判示し、申立を却下した原決定の判断を肯定し、抗告を棄却した。

(14)東京高決平成26年7月24日 判例タイムズ1412号137頁

平成26年(ラ)第1396号 債権差押及び転付命令申立却下決定に対する執行抗告申立事件(抗告棄却、確定)

金融機関である第三債務者に対して、送達場所である本店に差押命令が送達された時から1時間後において、東京都内の本店及び全支店のうち最も預金合計残高が多額である店舗が有する預金債権について、先行の差押の有無や預

金の種類等による順位を付して、差押債権額に満つるまでの差押え及び券面額で債権者に転付する旨の転付命令の申立てについて、第三債務者において東京都内の本店及び全支店の全ての預金口座について該当顧客の有無や口座ごとの預金残高を調査し、その残高を比較して預金額最大店舗を把握することを要し、さらに、必然的に送達時から1時間内には預金額最大店舗が判明しないこととなる上、この間に預金額が刻々と変動する可能性にかんがみると送達時から1時間が経過した後も差押債権の範囲の把握のため更に時間を要する可能性もあることからすれば、このような申立てにあっては、差押えの効力が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができないから、本件申立ては差押債権の特定を欠き不適法であるとされた。

【刑事法】

(15) 最二判平成27年6月8日 最高裁HP

平成27年(さ)第2号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/209/085209_hanrei.pdf

(要旨)

反則行為について通告を欠いたまま反則金不納付事件として発付された略式命令に対する非常上告(事案) 被告人は、一時停止義務違反(道路交通法125条1項)により罰金7000円に処する旨の略式命令を科され、同略式命令は確定した。

検事総長が、非常上告した。

(判旨)

被告人の行為は、法125条1項の反則行為であるから、同法130条により、同法127条の通告をし、同法128条1項の納付期間経過後でなければ公訴を提起することができないが、被告人に対し、通告を欠いたまま公訴を提起したのであるから、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったにもかかわらず、略式命令を発付したものであって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかである。

よって、本件非常上告は理由があるから、原略式命令を破棄し(同法458条1号)、公訴を棄却する(同法338条4号)。

(16) 最二判平成27年6月8日 最高裁HP

平成27年(さ)第1号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/085208_hanrei.pdf

(要旨)

「車両通行帯の設けられた道路」と誤認して法定の車両通行帯以外を通行したとしてされた略式命令に対する非常上告

(事案)

被告人は、法定の車両通行帯以外の車両通行帯を通行したことから(道路交通法120条1項3号)、罰金6000円に処する旨の略式命令が科され、同略式命令は確定した。

検事総長が、非常上告した。

(判旨)

本件道路は、公安委員会による車両通行帯とすることの意思決定がされておらず、同法20条1項の「車両通行帯の設けられた道路」に該当しないから、被告人が法定の車両通行帯以外の車両通行帯を通行したとはいえず、同略式命令の認定事実は、罪とならなかつたものといわなければならない。

よって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかであり、本件非常上告は理由があるから、原略式命令を破棄し(刑訴法458条1号)、被告人は無罪とする(同法336条前段)。

【公法】

(17) 東京地判平成26年10月30日 判例時報2255号37頁

平成24年(行ウ)第347号・第501号・第502号 給与等請求事件(棄却(控訴))(給与改定・臨時特例法違憲訴訟第1審判決)

国が、厳しい財政事情及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であるとして、議員立法により成立した国家公務員の給与についての給与改定・臨時特例法(以下「特例法」)について、国家公務員個人が、同法は憲法28条及びILO第87号条約等に違反し無効である旨主張して、給与額差額の支払を請求し、これと選択的に、国会議員が人事院勧告に基づかずに特例法を成立させた行為等及び内閣総理大臣が人事院勧告に基づかない特例法の成立を看過した行為等が国賠法上違法であるとして、同法1条1項に基づき減額相当分の損害賠償請求をす

るとともに、以上の違法行為による慰謝料として国家公務員1人当たり10万円の支払を求め、また、国家公務員らで構成される労働組合である国交労連が国に対し、特例法が成立する過程において、内閣総理大臣が国交労連と団体交渉を行わなかったことが国賠法上違法であるとして、同法1条1項に基づき1000万円の支払を求めた事案。裁判所は、当該立法について必要性がなく、又は、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法がされた場合には、立法府の裁量を越えるものとして当該法律が憲法28条に違反する場合がありますが、その判断にあたっては、給与減額支給措置を必要とする理由、減額の期間及び程度等の当該措置の内容等の事情を考慮すべきであり、特例法が人事院勧告に基づいていないことをもって直ちに憲法28条に反するとは言えないと判示した上で、特例法の必要性は否定できない、2年間という限定期間の臨時措置で、平均7.8%という減額率で、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができなくなる内容と評価するのは相当ではないと各判示し、さらに、国が国交労連の団体交渉権を侵害する違法行為を行ったと認めることはできないとし、その余の原告らの主張も認めず、原告らの請求を棄却した。

【紹介済判例】

最一判平成26年9月25日 金法2020号73頁

平成25年(受)第1649号 建物賃料増額確認請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/084488_hanrei.pdf

法務速報162号16番で紹介済

最二判平成26年12月12日 判例時報2254号18頁

平成25年(行ヒ)第449号 延滞税納付債務不存在確認等請求事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84689

法務速報164号21番で紹介済

最二判平成26年12月12日 判例タイムズ1412号121頁

平成25年(行ヒ)第449号 延滞税納付債務不存在確認等請求事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/084689_hanrei.pdf

法務速報164号21番で紹介済

最二決平成27年2月3日 判例時報2256号106頁

平成25年(あ)第1127号 住居侵入、強盗殺人被告事件(上告棄却)

法務速報166号16番で紹介済

最二決平成27年2月3日 判例時報2256号106頁

平成25年(あ)第1729号 住居侵入、強盗強姦未遂、強盗致傷、強盗強姦、監禁、窃盗、窃盗未遂、強盗殺人、建造物侵入、現住建造物等放火、死体損壊被告事件(上告棄却)

法務速報166号17番で紹介済

最三判平成27年2月17日 判例時報2254号24頁

平成24年(受)第1831号 求償金等請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84862

法務速報166号11番で紹介済

最三判平成27年2月17日 判例タイムズ1412号129頁

平成24年(受)第1831号 求償金等請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/862/084862_hanrei.pdf

法務速報166号11番で紹介済

最三判平成27年2月17日 金法2021号100頁

平成24年(受)第1831号 求償金等請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/862/084862_hanrei.pdf

法務速報166号11番で紹介済

東京地判平成27年2月18日 判例タイムズ1412号265頁
平成25年(ワ)第21383号 不正競争行為差止等請求事件(一部認容,控訴)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/904/084904_hanrei.pdf
法務速報167号35番で紹介済

最一判平成27年2月19日 判例時報2255号108頁
平成25年(受)第1080号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報167号8番で紹介済

最一判平成27年2月19日 金法2020号58頁
平成25年(受)第1080号 損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/873/084873_hanrei.pdf
法務速報167号8番で紹介済

最一判平成27年2月19日 金法2021号94頁
平成25年(受)第650号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/875/084875_hanrei.pdf
法務速報167号9番で紹介済

名古屋高判平成27年2月26日 判例時報2256号11頁
平成25年(ネ)第957号 損害賠償請求控訴事件(一部認容,一部棄却(上告・上告受理申立))
法務速報170号25番で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例タイムズ1412号133頁
平成25年(あ)第755号 営利誘拐幫助,逮捕監禁幫助,強盗殺人幫助,殺人被告事件(上告棄却)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/936/084936_hanrei.pdf
法務速報167号23番で紹介済

最一決平成27年3月26日 判例時報2256号88頁
平成26年(許)第39号 株式買取価格決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
法務速報168号7番で紹介済

2. 平成27年(2015年)7月23日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 189 35

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律

・・・量子科学技術に関する基礎研究,量子に関する基盤的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し,その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とすること等を定めた法律。

・閣法 189 40

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律

・・・中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置の拡充,独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務の追加等を定めた法律

。

・閣法 189 44

特許法等の一部を改正する法律

・・・発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し,特許料等の改定,特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定等を定めた法律。

・閣法 189 45

不正競争防止法の一部を改正する法律

・・・営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ及び保護範囲の拡大,民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等を定めた法律。

・閣法 189 52

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立すること,同社の目的,業務範囲に関する事項,政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計の廃止,確実な保険金支払を担保する制度の創設等を定めた法律

。

・閣法 189 58

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

・・・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定,一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置,建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等を定めた法律

。

・閣法 189 59

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律

・・・非常災害により生じた廃棄物の処理の原則,一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等,政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定,環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置等を定めた法律。

・閣法 189 65

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・・・公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置,民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置等を定めた法律。

・閣法 189 74

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

・・・活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定,火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備等を定めた法律。

3.7月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

犬塚浩 編/高岡信男/岩島秀樹/竹下慎一/宮田義晃 著 青林書院 382頁 4,644円
最新青林法律相談 1 リフォーム工事の法律相談

第一東京弁護士会法律相談運営委員会 編著 日本加除出版 488頁 4,536円
実例 弁護士が悩む不動産に関する法律相談 専門弁護士による実践的解決のノウハウ

境界紛争実務研究会 代表 馬橋隆紀 編 新日本法規 258頁 3,348円
境界紛争事件処理マニュアル

加賀山茂 編著 信山社 334頁 2,160円
民法(債権関係)改正法案の[現・新]条文対照表 条文番号整理案付

三原秀哲 著 翔泳社 345頁 2,700円
ここが変わった!改正会社法の要点がわかる本 法務省令対応版

4.7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

宇賀克也 著 弘文堂 296頁 2,916円

解説行政不服審査法関連三法

添田徹郎/駒崎 弘 著 有斐閣 172頁 1,728円

Q&A行政不服審査法

関東弁護士会連合会 編著 日本加除出版 256頁 2,700円

弁護士と考える快適なシニアライフと財産活用

水谷英夫 著 日本加除出版 304頁 3,132円

労働者側+使用者側 Q&A新リストラと労働法

斎藤博明 著 保険毎日新聞社 294頁 4,860円

2015年版 損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き

長島・大野・常松法律事務所 編 商事法務 312頁 2,484円

不祥事対応ベストプラクティス 実例から読み解く最新実務

兵庫県弁護士会「実践犯罪被害者支援と刑事弁護」出版委員会 編著 民事法研究会 228頁 2,700円

実践犯罪被害者支援と刑事弁護 弁護士による被害者支援と刑事弁護人の対応

5. 発刊書籍<解説>

「実例 弁護士が悩む不動産に関する法律相談 専門弁護士による実践的解決のノウハウ」

「借地権」「底地権」の相場、「使用借権」の金銭的価値、「賃借権か？使用借権か？」の判断が問題となる事案、「占有移転禁止の仮処分」「断行の仮処分」の実務と判断などについて、全30事例を挙げて具体的に実務的な視点で解説されている。

「実践犯罪被害者支援と刑事弁護 弁護士による被害者支援と刑事弁護人の対応」

第1部では、刑事手続における被害者保護制度として、事件の発生から、相談・受任、捜査段階、公判段階、判決後の対応、損害賠償に関する制度までが、網羅的に解説されている。第2部では、被害者参加弁護士と刑事弁護人の実務として、対談形式で、心構え、注意点、留意点などが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。